

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月5日 9時55分～11時42分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 890円 (+7円引上げ)</p> <p>根拠:昨年度の県最賃の上げ幅と、特定最賃(電気)の上げ幅との差5円に、今年の県最賃の上げ幅2円を加えた7円UPとしたもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 888円 (+5円引上げ)</p> <p>根拠:昨年度の県最賃の上げ幅と、特定最賃(電気)の上げ幅との差の5円UPとしたもの。公益案が出されれば合意の余地あり。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 884円 (+1円引上げ)</p> <p>根拠:東京商工リサーチの発表によると、新型コロナウイルスの感染拡大が長引いた場合、中小企業の6.7%が廃業する可能性があるとか、10月2日に香川労働局が発表した今年8月の有効求人倍率が前月比0.03ポイントマイナスの1.27倍であったことなど、非常に経済状況が厳しい中、県最賃の上げ幅を超えることは難しい。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 884円 (+1円引上げ)</p> <p>根拠:現状維持。公益案が出されれば合意の余地あり。</p> <p>公益側より双方に再考を求めたところ公益一任となり、公益案:+3円 時間額886円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		